

協会通知

中小企業者対象 令和 8 年度「持続可能な経営支援事業」のご案内

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 助成事業の趣旨

一般社団法人鳥取県トラック協会では、世界的な燃料高・物価高や円安などで経営を圧迫し、自助努力にも限界に達し危機的な状況の中、県民の経済・産業や暮らしを守るため、物流を停滞させないよう持続可能な経営運営支援を図る。

2. 助成対象者

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者（資本金 3 億円以下又は従業員数 300 人以下）であり、県内に本社を有する鳥ト協の会員事業者が、令和 8 年度の 4 月 1 日から同年度の 1 月末日の間に購入した対象消耗品に対し助成を行う。

3. 対象経費

助成対象とする消耗品は、会員事業者で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車に使用する「尿素水」「タイヤ」（消費税は除く）とする。

但し、他の補助金が交付された消耗品に対しては、助成対象外とする。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額 令和 3 年度から令和 7 年度のいずれかの年度と今年度の対象期間との対比で、物価高騰等で上昇した消耗品費用の差額の 2 分の 1 とする。ただし、千円未満は切捨てとする。

但し、予算オーバーの時は、申請数に比率（総申請数分の各社申請数）を掛けて助成額を決定します。

(2) 予算枠 200 万円

5. 実績報告期限

最終報告期限：令和 9 年 2 月 22 日（月）

提出書類

①持続可能な経営支援事業交付申請書兼実績報告書

②販売会社が作成した対象経費の比較年度の単価が分かる書類

及び販売会社が作成した対象経費の今年度の明細が分かる書類

6. 申請をされる方は、交付要綱・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694